

令和 5 年 第 2 回 定 例 会 （ 6 月 議 会 ）

予 算 特 別 委 員 会 福 祉 環 境 分 科 会 提 出 資 料
福 祉 環 境 委 員 会 提 出 資 料

—— 補 正 予 算 ・ 議 案 関 係 ——

令 和 5 年 6 月 1 3 日

健 康 福 祉 部

目 次

◎ 補正予算関係

1	子ども・女性・障害者相談センター整備事業	(福祉政策課)	1
2	医療・介護・福祉施設省エネルギー化支援事業	(福祉政策課)	2
3	次世代育成支援対策施設整備事業	(地域・家庭福祉課)	3
4	児童福祉施設等物価高騰対策事業	(地域・家庭福祉課)	4
5	生活保護適正実施事業	(地域・家庭福祉課)	5
6	介護保険施設等物価高騰対策事業	(長寿社会課)	6
7	障害者支援施設等物価高騰対策事業	(障害福祉課)	7
8	障害児・者施設整備補助事業	(障害福祉課)	8
9	心はればれ県民運動推進事業	(保健・疾病対策課)	9
10	医療施設等物価高騰対策事業	(医務薬事課)	10

◎ 議案関係

・	秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案の概要について	(地域・家庭福祉課)	11
---	--	------------	----

予算額 31,361千円 (⊖ 31,361)

1 事業目的

令和5年4月に開所した子ども・女性・障害者相談センターについて、建設工事に係る工損事後調査及び必要な備品購入を行う。

2 実施主体 県

3 事業内容

- (1) 工損事後調査費 28,325千円
 - ・センター周辺の建物等について、建設工事による工損の有無を調査する。
 - ・対象 建築物：8棟 工作物：3箇所

- (2) 備品購入費 3,036千円
 - ・除雪機 1,936千円
 - ・物置 1,100千円

<参考>

【工損調査の流れ】

○事前調査（対象 建築物：20棟、工作物：7箇所）

令和元年

1月 事前調査委託契約、調査（～令和2年3月）

令和3年

5月～6月 中間確認

○事後調査申出書の取りまとめ

令和5年

2月～4月

○事後調査（予定）

令和5年

7月 事後調査委託契約、調査

10月 調査対象者へ調査結果説明

（工損が認められた場合）

12月議会 補償費の予算計上

令和6年

1月 補償費の支払い

予算額 402,579千円 (国 290,491 諸 8 〇 112,080)

1 事業目的

電力等の価格高騰による負担の軽減を図り、各サービスの安定的な提供を維持するため、医療・介護・福祉施設が行う省エネルギー化に向けた取組を支援する。

2 事業内容

医療・介護・福祉施設が行う省エネルギー化に向けた施設改修等に必要な経費を助成する。

- (1) 補助金 400,000千円
- ・補助対象 入院病床を有する医療機関及び入所・居住系の社会福祉施設
 - ・対象経費 設計費、建築・設備工事費等
 - ・補助率 県2/3
 - ・補助限度額 上限額 2,000千円
下限度額 500千円

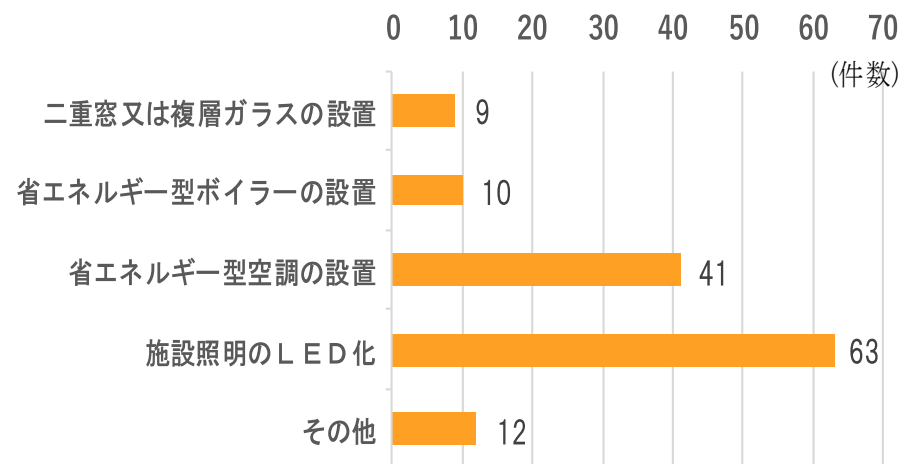
【想定する活用用途】

- ・二重窓又は複層ガラスの設置
- ・省エネルギー型ボイラーの設置
- ・省エネルギー型空調の設置
- ・施設照明のLED化 等

- (2) 事務費 2,579千円
- ・会計年度任用職員人件費 1,983千円
 - ・需用費、役務費 596千円

<参考>

令和4年度9月補正事業 活用用途別件数実績



補正予算額 923千円 (国 975 〇△52)

1 事業目的

代替養育が必要な児童に、より家庭的な生活環境を提供することにより児童福祉の向上を図るため、施設の小規模かつ地域分散化を支援する。

2 事業内容

次世代育成支援対策施設整備交付金要綱の改正により、交付基礎点数の単価が引き上げられたことなどに伴い補正する。

①補助先：(福) ファミリーケアサービス
(県南愛児園ドリームハウス[横手市])

②内容：児童養護施設の本体施設と分園型小規模グループケアの整備に要する費用を助成

- 令和5年度
分園型小規模グループケア 1棟
- 令和6年度
分園型小規模グループケア 3棟
本園(本体施設) 1棟

③工期：令和5年度～令和6年度

④総事業費：450,692千円

⑤補助率：3/4以内

3 予算額(補助額)

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度 (予定)	総額 (予定)
予算現計 (A)	23,980 国 20,647 債 2,600 〇 733	215,824	239,804
改正後 (B)	24,903 国 21,622 債 2,600 〇 681	224,140	249,043
補正額 (A - B)	923 国 975 〇 △52		・ 交付基礎点数の引き上げによる増額 1,616千円 (国費1,437) (県費 179) ・ 国との協議による減額 △693千円 (国費△462) (県費△231)

予算額 7,710千円 (国 7,710)

1 事業目的

電力等の価格高騰に伴う児童福祉施設等の光熱費の負担軽減を図るため補助する。

2 実施主体 県

3 事業内容

(1) 児童福祉施設等への光熱費助成事業

(2) 対象施設

入所施設	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、救護施設
通所施設	授産施設
里親	

(3) 補助率

10 / 10

(4) 補助基準額

入所施設 定員1人あたり 12,000円 (年額)
 通所施設 定員1人あたり 6,000円 (年額)
 里親 委託児童1人あたり 1,000円 (月額)

(5) 積算

入所施設 12,000円×560人 = 6,720千円
 通所施設 6,000円×40人 = 240千円
 里親 1,000円×12月×60人 = 720千円
 事務費 30千円
 合計 7,710千円

(参考)

令和4年12月補正 補助基準額

入所施設 定員1人あたり 9,000円 (年額)
 通所施設 定員1人あたり 4,500円 (年額)
 里親 委託児童1人あたり 750円 (月額)

予算額 3,727千円 (⊕ 2,138、⊖ 1,589)

1 事業目的

令和5年10月から生活扶助基準が改正されることに伴い、生活保護システムの改修を行い、県福祉事務所において生活扶助費を適正に算定する。

また、令和7年度中に全国一律で生活保護システムの標準化移行が実施されることから、移行後の業務運用の見直しを図る。

2 実施主体 県

3 事業内容

(1) 生活保護システム改修業務委託 3,177千円
生活扶助基準の改正及び被保護者調査項目の追加に係るシステム改修を行う。

(2) 標準化移行支援サービス業務委託 550千円
現行生活保護システムと標準仕様に基づく生活保護システムの機能等の比較分析を行う。

【参考】

- (1) 令和5年度生活扶助基準改正の概要
 - 社会保障審議会生活保護基準部会での5年毎の定期的な検証を踏まえ、本年10月から改正。
 - 社会経済情勢等を総合的に勘案し、当面2年(令和5～6年度)は特例措置として、1人当たり月額1,000円を上乗せ。
 - 生活扶助基準見直し後の扶助費が現行基準よりも下回る場合は、現行基準額を保障。

※3級地-2(夏季、居宅生活基準額)単位:円

世帯分類	世帯構成	現行	改定後	引き上げ率
子育て世帯	世帯主(40歳)・妻(40歳) 子(15歳、10歳)	141,070	156,760	11.1%
高齢者世帯	世帯主(75歳)	61,560	61,900	0.6%
ひとり親世帯	世帯主(40歳) 子(15歳、10歳)	128,460	136,540	6.3%

- (2) 標準仕様システムへの移行スケジュール
 - 令和5年度: システム機能等の分析結果を踏まえ業務運用を見直し、最終調達仕様(オプション機能の追加有無)を検討。
 - 令和6年度: 標準化移行対応事業者の選定。標準仕様システムの環境構築、データ移行準備、システム運用テスト実施予定。
 - 令和7年度: 標準仕様システム導入、最終データ移行、運用開始予定。

予算額 216,000千円 (国 216,000)

1 事業目的

電力等の価格高騰に伴う介護保険施設等の光熱費の負担軽減を図るため、市町村が実施する介護保険施設等への光熱費助成に関する事業に対して支援する。

2 実施主体 市町村

3 事業内容

(1) 補助対象

市町村が実施する介護保険施設等への光熱費助成事業

(2) 対象施設

入所系	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム
複合系	小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所
通所系	通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所

(3) 補助率
県 1 / 2

(4) 補助基準額
入所定員 1 名当たり 12,000 円、通所定員 1 名当たり 6,000 円に申請日時点の定員数を乗じた額

(5) 積算
(入所 30,000 人 × 12,000 円 + 通所 12,000 人 × 6,000 円) × 1/2 = 216,000 千円

(参考)
令和 4 年 1 2 月補正 補助基準額
入所定員 1 名当たり 9,000 円、通所定員 1 名当たり 4,500 円に申請日時点の定員数を乗じた額

予算額 63,600千円 (国 63,600)

1 事業目的

電力等の価格高騰に伴う障害者支援施設等の光熱費の負担軽減を図るため、市町村が実施する障害者支援施設等への光熱費助成に関する事業に対して補助する。

2 実施主体 市町村

3 事業対象

(1) 補助対象

市町村が実施する障害者支援施設等への光熱費助成事業

(2) 対象施設

入所系	施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助（介護サービス包括型）、共同生活援助（日中サービス支援型）、共同生活援助（外部サービス利用型）、短期入所（空床型を除く）、福祉型障害児入所施設
通所系	生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス

(3) 補助率
県 1 / 2

(4) 補助基準額
入所定員 1 名当たり 12,000 円、通所定員 1 名当たり 6,000 円に申請日時点の定員数を乗じた額

(5) 積算
(入所 5,100 人 × 12,000 円 + 通所 11,000 人 × 6,000 円) × 1/2 = 63,600 千円

(参考)
令和 4 年 1 2 月補正 補助基準額
入所定員 1 名当たり 9,000 円、通所定員 1 名当たり 4,500 円に申請日時点の定員数を乗じた額

予算額 89,692千円 (国 59,794 債 13,600 ー 16,298)

1 事業目的

障害福祉サービスを提供する障害児・者施設の整備を促進することにより、障害児・者の福祉の向上を図る。

2 補助率

3 / 4 (国 1 / 2、県 1 / 4)

3 事業内容

国庫補助基準単価の改定に伴う増額分 (単位:千円)

設置主体 事業所名	設置 場所	整備 区分	種別・定員(人)	補助額	
(福)秋田県民生協会 北秋田市障がい児・者地域 生活支援拠点	北秋田市	創設	生活介護 20	15,085	
			共同生活援助 6	(187,320)	
			短期入所 3		
			放課後等デイサービス 10		
			相談支援 -		※()は当初 予算額
			障害児相談支援 -		

※内示見込施設

予算額 12,937千円 (⊖12,937)

1 事業目的

本県の自殺者数が、令和4年10月から6か月連続で前年同月を上回っている危機的な状況が続いていることから、県民に向け、自殺予防に関する普及・啓発を緊急に実施する。

2 実施主体 県

3 事業内容

(1) 地域自殺対策強化事業 12,937千円

①市町村と連携した相談窓口周知の強化 5,490千円

主に高齢者に関係する相談窓口のリーフレットを市町村広報紙と同時配布するほか、高齢者の立ち寄りが見込める病院、薬局、地域のスーパーマーケット、農業協同組合等にポスター掲示を行い、自殺者が多い高齢者層やその周辺の者に対する相談窓口の周知を強化する。

②テレビ・ラジオCMによる周知 7,041千円

各家庭に自殺予防のメッセージを広く届けるほか、県内における自殺予防の気運醸成のため、テレビ・ラジオCMを活用した啓発を実施する。

- ・放送局
 - ・県内民放テレビ3局(秋田放送、秋田テレビ、秋田朝日放送)
 - ・県内民放ラジオ2局(秋田放送、FM秋田)

- ・放送期間 10月～3月の内、2か月間
- ・本数 1か月につき各局31本
- ・テーマ 次の2テーマによるCMを制作
 - ・働き盛り世代をターゲットとするCM
 - ・次年度以降も継続利用できる普遍的かつ記憶に残るCM
- ・その他 デジタルサイネージや各種広告など、CMと連動した取組も併せて提案させる。

③全県一斉キャンペーンの実施 406千円

県(本庁、地域振興局)、市町村、民間団体等が連携した全県規模での街頭キャンペーンを実施するため、配布資材の提供を行う。

- ・実施時期 令和5年9月

9月10日	WHO世界自殺予防デー
9月10日～16日	自殺予防週間

予算額 634,362千円 (国 634,362)

1 事業目的

電力等の価格高騰の影響を受けている医療施設等の負担軽減を図るため、光熱費の高騰分に対し助成する。

2 実施主体 県

3 事業内容

医療施設等に対し、施設区分に応じた支援金を支給する。

(1) 対象施設と支援単価

施設区分	支援額単価
病院・有床診療所（医科・歯科）	定額 200千円 加算 30千円/床
無床診療所（医科・歯科）	定額 200千円
薬局 助産所 訪問看護ステーション 施術所	定額 30千円

※市町村が設置する施設は除く。

※施術所は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師が開設している施術所に限る。

(2) 積算

634,362千円

① 支援金

623,830千円

- ・ 病院・有床診療所（医科・歯科）
200千円×104施設＝20,800千円
30千円×12,364床＝370,920千円
- ・ 無床診療所（医科・歯科）
200千円×936施設＝187,200千円
- ・ その他
30千円×1,497施設＝44,910千円

② 事務費（委託料）

10,532千円

- ・ 問合せ対応、申請受付、支援金振込業務等

(参考)

令和4年12月補正 対象施設と支援単価

施設区分	支援額単価
病院・有床診療所（医科・歯科）	定額 200千円 加算 25千円/床
無床診療所（医科・歯科）	定額 200千円
薬局 助産所 訪問看護ステーション 施術所	定額 30千円

【議案第127号関係】

秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案の概要について

地域・家庭福祉課

1 改正理由

こども家庭庁の設置に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

(1) 秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田県条例第64号）の一部改正（第1条による改正）

「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改めることとする。（第5条及び第59条関係）

(2) 秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田県条例第66号）の一部改正（第2条による改正）

① 指定居宅介護事業者が指定居宅介護事業所ごとに置くべき介護福祉士その他の従業者の規定等について所要の規定の整理を行うこととする。（第5条、第20条及び第66条関係）

② その他所要の規定の整理を行うこととする。

(3) 秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田県条例第68号）の一部改正（第3条による改正）

① 「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改めることとする。（第2条関係）

② その他所要の規定の整理を行うこととする。

(4) 秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田県条例第69号）の一部改正（第4条による改正）

① 「省令」を「命令」に改めることとする。（第2条、第4条、第23条、第35条、第39条、第40条、第44条、第48条、第55条及び第58条関係）

② その他所要の規定の整理を行うこととする。

(5) 秋田県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田県条例第72号）の一部改正（第5条による改正）

「省令」を「命令」に改めることとする。（第8条関係）

(6) 秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田県条例第73号）の一部改正（第6条による改正）

① 「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改めることとする。（第18条、第22条、第31条、第35条、第39条及び第44条関係）

② その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案新旧対照表
秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第一条による改正）

新	<p>(従業者)</p> <p>第五条 略</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>一〜三 略</p> <p>3〜5 略</p> <p>(利用定員に関する特例)</p> <p>第五十九条 略</p> <p>2〜4 略</p> <p>5 離島その他の地域であつてこども家庭庁長官が定めるものうち、利用者の確保が困難であるものとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）に係る第二項の規定の適用については、同項中「二十人」とあるのは、「十人」とする。</p>
旧	<p>(従業者)</p> <p>第五条 略</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>一〜三 略</p> <p>3〜5 略</p> <p>(利用定員に関する特例)</p> <p>第五十九条 略</p> <p>2〜4 略</p> <p>5 離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるものうち、利用者の確保が困難であるものとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）に係る第二項の規定の適用については、同項中「二十人」とあるのは、「十人」とする。</p>

新	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 指定障害福祉サービス費用基準額 指定障害福祉サービスにつき法第二十九条第三項第一号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用（同条第一項に規定する特定費用をいう。第八号において同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額）をいう。</p> <p>三〜六 略</p> <p>七 利用者負担額 指定障害福祉サービス費用基準額から当該指定障害福祉サービスにつき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び指定療養介護医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十二条の二の規定により読み替えられた法第五十八条第三項第一号に規定する指定療養介護医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項の規定に基づき主務大臣が定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>八〜十一 略</p> <p>(従業者)</p>
旧	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 指定障害福祉サービス費用基準額 指定障害福祉サービスにつき法第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用（同条第一項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額）をいう。</p> <p>三〜六 略</p> <p>七 利用者負担額 指定障害福祉サービス費用基準額から当該指定障害福祉サービスにつき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び指定療養介護医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十二条の二の規定により読み替えられた法第五十八条第三項第一号に規定する指定療養介護医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>八〜十一 略</p> <p>(従業者)</p>

秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第二条による改正）

第五条 指定居宅介護の事業を行う者（以下「指定居宅介護事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「指定居宅介護事業所」という。）ごとに、介護福祉士その他の従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。）を置かなければならない。

2 略

（準用）
第十九条 第五条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第五条第一項中「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と、第八条第一項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十五条各号」とあるのは「第十九条第一項において準用する第十五条各号」と、第十条第一項及び第二項並びに第十五条第四号中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と読み替えるものとする。

2 略

（従業者）
第二十条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当居宅介護事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに、介護福祉士その他の従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。）を置かなければならない。

（準用）

第五条 指定居宅介護の事業を行う者（以下「指定居宅介護事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「指定居宅介護事業所」という。）ごとに、介護福祉士その他の従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。）を置かなければならない。

2 略

（準用）
第十九条 第五条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十五条各号」とあるのは「第十九条第一項において準用する第十五条各号」と、第十条第一項及び第二項並びに第十五条第四号中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と読み替えるものとする。

2 略

（従業者）
第二十条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当居宅介護事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに、介護福祉士その他の従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。）を置かなければならない。

（準用）

第二十四条 略

2 第四条第二項、第八条、第九条、第十条第二項及び第三項、第十一條、第十三條から第十五條の二まで、第十六條から第十八條まで並びに第二十条から第二十三條までの規定は、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、「第十五条各号」とあるのは「第二十四条第二項において準用する第十五条各号」と、第十条第二項及び第十五条第四号中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十条第一項中「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

3・4 略

（基本方針）

第二十五条 療養介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定療養介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「命令」という。）第二条の二に規定する者に対し、当該利用者の身体その他の状況及び当該利用者の置かれている環境に応じ、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第二十九条 略

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際には、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額

第二十四条 略

2 第四条第二項、第八条、第九条、第十条第二項及び第三項、第十一條、第十三條から第十五條の二まで、第十六條から第十八條まで並びに第二十条から第二十三條までの規定は、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、「第十五条各号」とあるのは「第二十四条第二項において準用する第十五条各号」と、第十条第二項及び第十五条第四号中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と読み替えるものとする。

3・4 略

（基本方針）

第二十五条 療養介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定療養介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「命令」という。）第二条の二に規定する者に対し、当該利用者の身体その他の状況及び当該利用者の置かれている環境に応じ、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第二十九条 略

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際には、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額

又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項の規定に基づき主務大臣が定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3 略

(基本方針)

第四十二条 生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、命令第二条の四に規定する者に對し、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第五十五条 命令第五条に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所（以下「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下「併設事業所」という。）を設置する場合における当該施設及び当該併設事業所の従業者の配置の基準は、規則で定める。

2 命令第五条に規定する施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合における当該事業を行う事業所（以下「空床利用型事業所」という。）の従業者の配置の基準は、規則で定める。

3 略

(設備及び備品)

第五十六条 指定短期入所事業所（単独型事業所を除く。）は、併設事業所又は命令第五条に規定する施設の居室であつて、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。

又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3 略

(基本方針)

第四十二条 生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、省令第二条の四に規定する者に對し、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第五十五条 省令第五条に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所（以下「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下「併設事業所」という。）を設置する場合における当該施設及び当該併設事業所の従業者の配置の基準は、規則で定める。

2 省令第五条に規定する施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合における当該事業を行う事業所（以下「空床利用型事業所」という。）の従業者の配置の基準は、規則で定める。

3 略

(設備及び備品)

第五十六条 指定短期入所事業所（単独型事業所を除く。）は、併設事業所又は省令第五条に規定する施設の居室であつて、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。

2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある命令第五条に規定する施設（以下この項において「併設本体施設」という。）の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができる。

3・4 略

(従業者)

第六十六条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く。次条において同じ。）又は指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。次条及び第百十四条の十二において同じ。）の基準を満たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、規則で定めるところにより、指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所（以下「指定重度障害者等包括支援事業所」という。）ごとに、サービス提供責任者（指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として）も家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものをいう。）を置かなければならない。

(基本方針)

第八十四条 自立訓練（機能訓練）（命令第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、同号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持及び向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効

2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある省令第五条に規定する施設（以下「併設本体施設」という。）の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができる。

3・4 略

(従業者)

第六十六条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く。次条において同じ。）又は指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）の基準を満たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、規則で定めるところにより、指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所（以下「指定重度障害者等包括支援事業所」という。）ごとに、サービス提供責任者（指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として）も厚生労働大臣が定めるものをいう。）を置かなければならない。

(基本方針)

第八十四条 自立訓練（機能訓練）（省令第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、同号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持及び向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効

果的に行うものでなければならない。

(基本方針)

第九十一条 自立訓練（生活訓練）（命令第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、同号に規定する期間にわたり、生活能力の維持及び向上のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第九十二条 指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- 一 略
- 二 指定宿泊型自立訓練（指定自立訓練（生活訓練）のうち、命令第二十五条第六号に規定する宿泊型自立訓練に係るもの）をいう。次条第二項において同じ。）を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、地域移行支援員
- 三 略

(基本方針)

第九十九条 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス（次条及び第一百零二条において「指定就労移行支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、命令第六条の九に規定する者に対し、命令第六条の八に規定す

果的に行うものでなければならない。

(基本方針)

第九十一条 自立訓練（生活訓練）（省令第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、同号に規定する期間にわたり、生活能力の維持及び向上のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第九十二条 指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- 一 略
- 二 指定宿泊型自立訓練（指定自立訓練（生活訓練）のうち、省令第二十五条第六号に規定する宿泊型自立訓練に係るもの）をいう。以下 同。同じ。）を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、地域移行支援員
- 三 略

(基本方針)

第九十九条 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労移行支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、省令第六条の九に規定する者に対し、省令第六条の八に規定す

る期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(基本方針)

第一百零三条 就労継続支援A型（命令第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。第一百零四条の六において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援A型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、専ら同号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、当該利用者の知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(雇用契約の締結等)

第二百七条 略

2 前項の規定にかかわらず、指定就労継続支援A型事業者（多機能型により第一百零二条に規定する指定就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。）は、命令第六条の十第二号に規定する者に対しその者と雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型を提供することができる。

(基本方針)

第一百零三条 就労継続支援B型（命令第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（次条及び第一百零九条第一項において「指定就労継続支援B型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、同号に規定する者に対し就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じ、当該利用者の知識及び能力の向上のために必

る期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(基本方針)

第一百零三条 就労継続支援A型（省令第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。 ）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援A型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、専ら省令第六条の十第一号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、当該利用者の知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(雇用契約の締結等)

第二百七条 略

2 前項の規定にかかわらず、指定就労継続支援A型事業者（多機能型により第一百零二条に規定する指定就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。）は、省令第六条の十第二号に規定する者に対しその者と雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型を提供することができる。

(基本方針)

第一百零三条 就労継続支援B型（省令第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、省令第六条の十第二号に規定する者に対し就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じ、当該利用者の知識及び能力の向上のために必

要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

(基本方針)
第十四条の二 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労定着支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、就労に向けた支援として命令第六条の十の二に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対し、命令第六条の十の三に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準)

第二十一条 離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、利用者の確保が困難であるとして知事が認めるものであつて、地域において障害福祉サービスが提供されていないことその他の地域における障害福祉サービスの提供の状況により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「特定基準該当生活介護」という。)、自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(次条第一項第二号及び第三号並びに第二百五条第三項において「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)、自立訓練(生活訓練)(命令第二十五条第六号に規定する宿泊型自立訓練を除く。)に係る基準該当障害福祉サービス(第百二十五条第四項において「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」という。)
又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス(次条第一項第四号及び第百二十五条第五項において「特定基準該当就労

要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

(基本方針)
第十四条の二 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労定着支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、就労に向けた支援として命令第六条の十の二に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対し、命令第六条の十の三に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準)

第二十一条 離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、利用者の確保が困難であるとして知事が認めるものであつて、地域において障害福祉サービスが提供されていないことその他の地域における障害福祉サービスの提供の状況により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「特定基準該当生活介護」という。)、自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)、自立訓練(生活訓練)(省令第二十五条第六号に規定する宿泊型自立訓練を除く。)に係る基準該当障害福祉サービス(以下「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」という。)
又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス(以下「特定基準該当就労継続支援B型

継続支援B型」という。)(以下「特定基準該当障害福祉サービス」と総称する。)の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業者(以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。)が当該特定基準該当障害福祉サービスの事業に関して満たすべき基準は、次条から第百二十五条までに定めるところによる。

(準用)
第百二十五条 略

2 略

3 第八十四条、第八十六条第二項及び第三項並びに第八十七条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練(機能訓練)の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、第八十四条中「自立訓練(機能訓練)」(命令第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(機能訓練)」という。)
及び第八十六条第二項中「指定自立訓練(機能訓練)」とあるのは、「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」と読み替えるものとする。

4 第八十七条、第九十一条並びに第九十四条第二項及び第三項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練(生活訓練)の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、第九十一条中「自立訓練(生活訓練)」(命令第六条の六第二号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(生活訓練)」という。)
及び第九十四条第二項中「指定自立訓練(生活訓練)」とあるのは、「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と読み替えるものとする。

5 第四十八条、第八十六条第二項及び第三項、第八十七条並びに第百十条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。)について準

「と総称する。)(以下「特定基準該当障害福祉サービス」と総称する。)の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業者(以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。)が当該特定基準該当障害福祉サービスの事業に関して満たすべき基準は、次条から第百二十五条までに定めるところによる。

(準用)
第百二十五条 略

2 略

3 第八十四条、第八十六条第二項及び第三項並びに第八十七条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練(機能訓練)の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、第八十四条中「自立訓練(機能訓練)」(省令第六條の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(機能訓練)」という。)
及び第八十六条第二項中「指定自立訓練(機能訓練)」とあるのは、「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」と読み替えるものとする。

4 第八十七条、第九十一条並びに第九十四条第二項及び第三項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練(生活訓練)の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、第九十一条中「自立訓練(生活訓練)」(省令第六條の六第二号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(生活訓練)」という。)
及び第九十四条第二項中「指定自立訓練(生活訓練)」とあるのは、「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と読み替えるものとする。

5 第四十八条、第八十六条第二項及び第三項、第八十七条並びに第百十条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。)について準

用する。この場合において、第八十六条第二項中「指定自立訓練（機能訓練）」とあり、及び第百十条中「就労継続支援B型（命令第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（次条及び第百十九条第一項において「指定就労継続支援B型」という。）とあるのは、「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

秋田県指定障害者支援施設の実員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第三条による改正）

新

（定義）
第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 略
- 二 指定障害福祉サービス費用基準額 指定障害福祉サービス（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）につき同条第三項第一号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用（同条第一項に規定する特定費用をいう。第七号において同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額）をいう。
- 三 九 略

（従業者の配置の基準）

第四条 指定障害者支援施設には、規則で定めるところにより、当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める従業者を置かなければならない。

用する。この場合において、第八十六条第二項中「指定自立訓練（機能訓練）」とあり、及び第百十条中「就労継続支援B型（命令第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）とあるのは、「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

旧

（定義）
第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 略
- 二 指定障害福祉サービス費用基準額 指定障害福祉サービス（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）につき同条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用（同条第一項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額）をいう。
- 三 九 略

（従業者の配置の基準）

第四条 指定障害者支援施設には、規則で定めるところにより、当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める従業者を置かなければならない。

1	略
二	自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「命令」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。第十五条第二項において同じ。）次に掲げる従業者
三	自立訓練（生活訓練）（命令第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。第十五条第二項において同じ。）生活支援員及びサービス管理責任者
四	略
五	就労継続支援B型（命令第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。第十五条第二項及び第十六条第一項において同じ。）職業指導員、生活支援員及びサービス管理責任者
六	略
2	略

秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第四条による改正）

新

（定義）
第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 略
- 二 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「命令」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第二号に規

1	略
二	自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）次に掲げる従業者
三	自立訓練（生活訓練）（省令第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）生活支援員及びサービス管理責任者
四	略
五	就労継続支援B型（省令第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）職業指導員、生活支援員及びサービス管理責任者
六	略
2	略

旧

（定義）
第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 略
- 二 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第二号に規

定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（命令第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（同条第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二の第二項に規定する児童発達支援をいう。）の事業、医療型児童発達支援（同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業、放課後等デイサービス（同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第六項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（基本方針）

第四条 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、命令第二条の二に規定する者に対し、当該利用者の身体その他の状況及び当該利用者の置かれている環境に応じ、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（基本方針）

第二十三条 生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、命令第二条の四に規定する者に対し、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（省令第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（同条第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二の第二項に規定する児童発達支援をいう。）の事業、医療型児童発達支援（同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業、放課後等デイサービス（同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第六項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（基本方針）

第四条 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、省令第二条の二に規定する者に対し、当該利用者の身体その他の状況及び当該利用者の置かれている環境に応じ、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（基本方針）

第二十三条 生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、省令第二条の四に規定する者に対し、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（基本方針）

第三十五条 自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、命令第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持及び向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（基本方針）

第三十九条 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、命令第六条の六第二号に規定する期間にわたり、生活能力の維持及び向上のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（規模）

第四十条 自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（第四十二条第一項において「自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（生活訓練）事業所」という。）は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるものうち、利用者の確保が困難であるものとして知事が認めるものにおいて事業を行う自立訓練（生活訓練）事業所（宿泊型自立訓練（命令第二十五条第六号に規定する宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）のみを行うものを除く。）については、その規模を十人以上の人員を利用させることができるものとすることができる。

2 略

（基本方針）

第四十四条 就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又

（基本方針）

第三十五条 自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、省令第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持及び向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（基本方針）

第三十九条 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、省令第六条の六第二号に規定する期間にわたり、生活能力の維持及び向上のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（規模）

第四十条 自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（生活訓練）事業所」という。）は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるものうち、利用者の確保が困難であるものとして知事が認めるものにおいて事業を行う自立訓練（生活訓練）事業所（宿泊型自立訓練（省令第二十五条第六号に規定する宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）のみを行うものを除く。）については、その規模を十人以上の人員を利用させることができるものとすることができる。

2 略

（基本方針）

第四十四条 就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又

は社会生活を営むことができるように、命令第六条の九に規定する者に対し、命令第六条の八に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(基本方針)

第四十八条 就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、専ら命令第六条の十第一号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、当該利用者の知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(雇用契約の締結等)

第五十五条 略

2 前項の規定にかかわらず、就労継続支援A型事業者(多機能型)により就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。)は、命令第六条の十第二号に規定する者に対しその者と雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供することができる。

(基本方針)

第五十八条 就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、命令第六条の十第二号に規定する者に対し就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じ、当該利用者の知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

は社会生活を営むことができるように、省令第六条の九に規定する者に対し、省令第六条の八に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(基本方針)

第四十八条 就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、専ら省令第六条の十第一号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、当該利用者の知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(雇用契約の締結等)

第五十五条 略

2 前項の規定にかかわらず、就労継続支援A型事業者(多機能型)により就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。)は、省令第六条の十第二号に規定する者に対しその者と雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供することができる。

(基本方針)

第五十八条 就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、省令第六条の十第二号に規定する者に対し就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じ、当該利用者の知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

秋田県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(第五条による改正)

<p>新</p>	<p>旧</p>
<p>(規模)</p> <p>第八条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人員を利用させることができる規模を有しなければならない。</p> <p>一 生活介護、自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下この号において「<u>命令</u>」という。))第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)、自立訓練(生活訓練)(<u>命令</u>第六条の六第二号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。))、就労移行支援又は就労継続支援B型(<u>命令</u>第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。))二十人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設)規則で定めるものを除く。次項において同じ。)にあっては、十人以上)</p> <p>2 略</p>	<p>(規模)</p> <p>第八条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人員を利用させることができる規模を有しなければならない。</p> <p>一 生活介護、自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「<u>省令</u>」という。))第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)、自立訓練(生活訓練)(<u>省令</u>第六条の六第二号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。))、就労移行支援又は就労継続支援B型(<u>省令</u>第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。))二十人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設)規則で定めるものを除く。次項において同じ。)にあっては、十人以上)</p> <p>2 略</p>

秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(第六条による改正)

<p>新</p>	<p>旧</p>
<p>(乳児院の長の資格要件)</p> <p>第十八条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>子ども家庭庁長官</u>が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識</p>	<p>(乳児院の長の資格要件)</p> <p>第十八条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識</p>

識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。

一〇三 略

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める期間の合計が三年以上であるもの又は子ども家庭庁長官が指定する社会福祉施設の長の資格を認定するための講習会の課程を修了したもの

2 略

(母子生活支援施設の長の資格要件)

第二十二條 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、子ども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に關し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。

一〇三 略

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める期間の合計が三年以上であるもの又は子ども家庭庁長官が指定する社会福祉施設の長の資格を認定するための講習会の課程を修了したもの

2 略

(児童養護施設の長の資格要件)

第三十一條 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、子ども家庭庁長官が指定する者が行う児童養護施設の運営に關し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。

一〇三 略

識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。

一〇三 略

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する社会福祉施設の長の資格を認定するための講習会の課程を修了したもの

2 略

(母子生活支援施設の長の資格要件)

第二十二條 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に關し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。

一〇三 略

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する社会福祉施設の長の資格を認定するための講習会の課程を修了したもの

2 略

(児童養護施設の長の資格要件)

第三十一條 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に關し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。

一〇三 略

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める期間の合計が三年以上であるもの又は子ども家庭庁長官が指定する社会福祉施設の長の資格を認定するための講習会の課程を修了したもの

2 略

(職員)

第三十五條 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。以下この条において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、規則で定めるところにより、当該福祉型障害児入所施設の長、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として子ども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならぬ。ただし、児童四十人以下を入所させる主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては、栄養士を、調理業務の全部を委託する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 〃 10 略

(職員)

第三十九條 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この項において同じ。）には、規則で定めるところにより、当該福祉型児童発達支援センターの長、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行うものにあつては機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する社会福祉施設の長の資格を認定するための講習会の課程を修了したもの

2 略

(職員)

第三十五條 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。以下この条において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、規則で定めるところにより、当該福祉型障害児入所施設の長、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならぬ。ただし、児童四十人以下を入所させる主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては、栄養士を、調理業務の全部を委託する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 〃 10 略

(職員)

第三十九條 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この項において同じ。）には、規則で定めるところにより、当該福祉型児童発達支援センターの長、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行うものにあつては機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸

管理、^{喀痰}吸引その他子ども家庭庁長官が定める医療行為をいう。
。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行うものにあつては看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

2
5
7
略

（児童心理治療施設の長の資格要件）

第四十四条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、子ども家庭庁長官が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 三 略

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認めらる者であつて、規則で定める期間の合計が三年以上であるもの又は子ども家庭庁長官が指定する社会福祉施設の長の資格を認定するための講習会の課程を修了したもの

2
略

（児童自立支援施設の長の資格要件）

第四十七条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、子ども家庭庁組織規則（令和五年内閣府令第三十八号）第十六条第一項に規定する人材育成センター（第三号及び第四号において「人材育成センター」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

管理、^{喀痰}吸引その他厚生労働大臣 が定める医療行為をいう。
。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行うものにあつては看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

2
5
7
略

（児童心理治療施設の長の資格要件）

第四十四条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣 が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 三 略

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認めらる者であつて、規則で定める期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣 が指定する社会福祉施設の長の資格を認定するための講習会の課程を修了したもの

2
略

（児童自立支援施設の長の資格要件）

第四十七条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十二条第一項に規定する人材育成センター（以下「人材育成センター」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一・二 略
三 児童自立支援専門員の職にあつた者その他の児童自立支援事業（児童自立支援施設において、入所し、又は通所している児童に対し必要な指導を行い、当該児童の自立を支援するとともに、退所した児童に対しても相談その他の援助を行う事業をいう。以下同じ。）に五年以上（人材育成センターが行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程（次号において「講習課程」という。）を修了した者にあつては、三年以上）従事した者

2
略

一・二 略
三 児童自立支援専門員の職にあつた者その他の児童自立支援事業（児童自立支援施設において、入所し、又は通所している児童に対し必要な指導を行い、当該児童の自立を支援するとともに、退所した児童に対しても相談その他の援助を行う事業をいう。以下同じ。）に五年以上（人材育成センターが行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程（以下「講習課程」という。）を修了した者にあつては、三年以上）従事した者

2
略